

「調布市建築物再生可能エネルギー利用促進計画(案)」及び「調布市建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例(案)」に対するパブリック・コメント手続の実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和6年10月7日(月)～令和6年11月5日(火)
- (2) 周知方法 市報(令和6年10月5日号, 10月20日号), 市ホームページ, 市公式 SNS (X, LINE)
- (3) 資料の閲覧場所 市役所8階環境政策課, 公文書資料室, 神代出張所, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター(臨時休館中の染地を除く), みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 教育会館, 多摩川自然情報館  
※ 多摩川自然情報館では, 本年7月から, ゼロカーボンテーマにしたパネル展示企画を開催中(同会場から御提出1人)
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメール, インターネット専用フォームで市役所環境政策課まで提出  
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

(1) 意見提出件数: 7件(3人)

<提出意見の内訳>

- 全般に対する意見..... 0件
- 調布市建築物再生可能エネルギー利用促進計画(案)
  - 第1章 促進計画策定に関する基本的事項..... 0件
  - 第2章 促進計画に定める事項..... 4件
- 調布市建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例(案)  
..... 0件
- その他の意見..... 3件

(2) 提出意見と意見に対する市の考え方

【「調布市建築物再生可能エネルギー利用促進計画(案)」への御意見と意見に対する市の考え方】

※御提出いただいた意見の内容は、原則として、原文を基に記載しています。

No	項目	御意見の内容	市の考え方
1	第2章 促進計画 に定める事 項	太陽光ポテンシャル量として、現行では主に屋根上 等が想定されていると思いますが、近い将来、より柔軟 で軽量なシート状のペロブスカイトが流通するようにな ると、曲面を含む壁面や窓にも装着が可能となり、ポテン シャル量は一気に倍増する可能性があります。今後、 そうしたことも視野に入れた試算をしていくことが必要と 思います。	今回の計画では、現行のシリコン太陽電池の設置を想定したポテンシャルの 試算を行っています。 現在、実証段階にある御提案のペロブスカイト太陽電池をはじめとする次 世代型太陽電池については、近い将来、太陽光発電設備の導入ポテンシ アルを飛躍的に高める可能性があり、市としても、その効果を期待しています。 このため、 <u>ペロブスカイト太陽電池をはじめとする次世代型太陽電池の現在の 動向と将来的な活用可能性を紹介する記述を計画に追加いたします。</u>
2	第2章 促進計画 に定める事 項	現在の既設設置容量約 3.3%はあまりに低い数値 です。太陽光は売電ではなく自家消費する時代であ り、ゼロカーボンに向けて、太陽光と蓄電池のセットでの 普及が必要で、電力自給自足が気候危機時代のレ ジリエンスの観点からも重要であるという啓発が大切で す。	御意見いただきましたとおり、太陽光発電導入ポテンシャルに対する既設置 容量の割合は、現状、都内平均と同水準ながら低い水準にあります。 市は、令和6年度から、住宅への「太陽光発電設備・蓄電池設備等取り 付け等補助事業」において、蓄電池設備と一体で太陽光発電設備を設置し た場合の補助単価を引き上げ、自家消費型太陽光発電設備の普及を図り ましたところ、近年における激甚化・頻発化する自然災害の状況をふまえ、電 力の自給・自足に着目した市民の皆様から、当初の予算での見込みを大幅 に超えるお申込みをいただいております。 このことから、御提案にありますように、今回の計画により再生可能エネルギ ー利用設備の設置を促進していくにあたりましては、災害時におけるレジリエ ンスの効用につきましても、積極的に啓発してまいります。

3	第2章 促進計画 に定める事 項	<p>スペースに限りのある個人住宅の屋根で、太陽光発電と太陽熱利用のいずれがより CO<sub>2</sub>削減につながるかなど、設置面積や屋根の形状などからシミュレーションできるようなソフトを市民に提供し、より現実的な選択肢ができるようにしていただきたいです。</p>	<p>今回の計画では、市民の方が再生可能エネルギー利用設備の設置等を検討しやすいよう、設計の委託を受けた建築士に、建築物へ設置することができる再生可能エネルギー利用設備の種類と規模について説明する義務を定め、これを実効あらしめるため、建築士の説明義務に関する条例の制定を予定しています。</p>
4	第2章 促進計画 に定める事 項	<p>日本は昨年今年と夏の暑さは危険水準を超えており、命を脅かしています。多くの人は気候変動対策といっても自分事としてイメージしづらく、行動に移せませんが、この暑さを何とかしたいと感じている人は多いと思います。家の断熱が命を守るサバイバルの意味でいかに重要であるか、頭でなく体で体験し、少しでも既存住宅の断熱性能を上げる対策をとれるように、実践的なワークショップを展開していくことが必要だと思います。例えば、移動式えねこやそのワークショップで使っている断熱ボックスをより多くの人に体験して頂き、家庭での内窓設置の選択肢をDIYから助成金利用まで示し、実践につなげる取り組みが有効ではないでしょうか。興味のある人への情報提供だけでなく、まちなかに積極的に出かけて行って市民の目にとまるような取り組みをしていくことが必要だと考えます。</p>	<p>気候変動の影響等による地球温暖化が一層進んでおり、こうした気候変動に対する適応策も重要となっています。</p> <p>御意見をいただきました住宅の断熱性能の向上については、室内空調のエネルギーロスを抑制し、二酸化炭素の排出量の削減に寄与するとともに、暑さ対策としても有効となります。</p> <p>市は、市民・事業者を対象に、建築物の断熱化改修や窓への断熱フィルム導入の補助事業を行い、断熱性能の向上を促進しております。</p> <p>これらの周知・啓発につきましても、紙媒体・デジタルメディアを併用したハイブリッド広報の展開のほか、各種イベントや出前講座などを通し、積極的に取り組んでまいります。</p>
5	その他	<p>断熱改修に関して、特に学校断熱は子どもたちの安全を守るうえで、喫緊の課題だと思います。例えば窓の外にタープを設置するだけで、室内でカーテンを引くより</p>	<p>今回の計画では、再生可能エネルギーの利用促進を定めておりますが、年々、夏の暑さが厳しくなる中、子どもたちの良好な学習環境を確保するため、学校施設のエネルギー使用量は増加傾向にあります。</p>

		<p>も約7倍の効果が得られます。大がかりな改修計画には時間を要すると思いますので、早急にできることから学校への対策を実施して子どもを守る対策を取って頂きたいです。</p>	<p>こうした中、公共施設全体の延床面積の過半を超える学校施設における脱炭素化に向けた取組はとても重要です。</p> <p>このため、良好な学習環境を確保しつつ脱炭素化の取組を進める観点から、御提案の内容をはじめ、様々な取組について研究・検討してまいります。</p>
6	その他	<p>市の関連施設だけでなく、街灯などに風車を取付ることなど小規模のものもできることがあると思う。</p> <p>ただ、大前提として市民ができることをコツコツやることが重要だと思った。</p>	<p>今回の計画の目的である「ゼロカーボンシティ」の実現のためには、御意見いただきましたとおり、市の取組だけではならず、市民・事業者による環境配慮行動の積み重ねが重要になります。</p> <p>現在、市の二酸化炭素排出量のうち、約8割を民生（家庭・業務）部門が占めています。引き続き、市が率先的な取組を進めるとともに、今回の計画を通じて、再生可能エネルギー利用設備の設置をはじめとする市民・事業者の環境配慮行動の促進に取り組んでまいります。</p>
7	その他	<p>太陽光発電パネルや蓄電池などはいずれ廃棄しなければならぬ時がきます。再生可能エネルギーの利用促進は不可欠ですが、将来、これらの処分にかかるコストや環境負荷という新たな課題が出ないか不安です。</p>	<p>今回の計画で定めている建築士から市民の方へ説明する際に使用する書面（リーフレット）では、再生可能エネルギー利用設備の適切な廃棄につながるよう、設備の処分・リサイクルに関する案内を掲載します。</p> <p>これらの設備のリサイクル・リユースの確立にまでは至っていないのが現状ですが、御意見にありますとおり、設備の廃棄・処分までのトータルでの環境配慮行動が必須でありますので、引き続き、国や東京都の動向を注視し、適切なリサイクル・リユースにつなげてまいります。</p>